

鳥取特産品カタログギフト（仮称）デザインコンペ実施要領

1. 目的

本コンペティションは、地元特産品の利用促進及び販路拡大につながるカタログギフトを作成するため、カタログギフトデータ作成及びカタログ印刷業務の委託候補者となる業者を選定することを目的として実施する。

2. 業務概要

- (1) 業務名 鳥取特産品カタログギフトデータ作成業務
- (2) 業務内容 別紙1「鳥取特産品カタログギフトデータ作成及びカタログ印刷業務仕様書」に記載のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和4年3月31日（木）まで
- (4) 予算上限 ①データ作成費 400,000円（税別）
②カタログ印刷費 230,000円（税別）
※委託業務の実施に必要な費用（企画費、写真撮影費、イラスト等の作成費、デザイン費、調整費、印刷費等）をすべて含むものとする。
- (5) スケジュール
令和3年7月21日（水） 募集開始
令和3年8月13日（金） 受付締切
令和3年8月20日（金）まで 審査結果通知
令和3年8月20日（金）以降 初回打ち合わせ
令和3年10月22日（金） 納品

3. 参加資格

下記の項目をすべて満たす者に参加資格があるものとする。

- (1) 一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会の正会員であること。
- (2) 契約を履行する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないこと。
- (3) 不正行為等により入札等への参加制限を受けていない者であること。
- (4) 令和2年度の協会会費を納入していること。

4. 参加申込

- (1) 受付締切日
令和3年8月13日（金）17:00まで
- (2) 提出場所・方法
（一社）鳥取市観光コンベンション協会事務局
〒680-0833 鳥取市末広温泉町160番地日交本通りビル2階
持参又は郵送にて提出のこと
- (3) 提出書類

- ①デザイン見本 はがきサイズ版（100 mm×148 mm）1枚表裏 計5枚
- ・デザイン見本は、別紙1の仕様書に沿った内容で、商品カード表面、裏面のデザイン案を作成し、できる限り完成イメージに近いものを提出すること。
 - ・デザイン見本に用いる画像は、実際のカタログギフトに掲載する写真、イラスト等と同品質、且つ自社が著作権を有するものを用いること。
 - ・商品カード表面の商品情報は、品名、内容量、賞味期間（食料品に限る）、配送状態、商品説明を記載すること。
 - ・商品カード裏面の作り手の宣伝につながる情報については、作り手の宣伝に効果的だと思われる内容の提案を求めるものとする。
 - ・デザイン見本は最大2案までとする。

②説明書 5部

- ・デザインについて説明すること。
- ・A4版で枚数は問わないが、簡潔にまとめること。

③見積書 1部

- ・カタログギフトデータ作成業務ならびに商品カードが30枚、40枚及び50枚それぞれのカタログ印刷業務の参考見積を提出すること。
- ・できる限り内訳を詳細に記入すること。
- ・見積書は、任意の様式とする。

(4) 提出に係る事項

- ①書類の作成及び郵送等にかかる経費については、入札者の負担とする。
- ②提出書類は、封筒に入れ必ず糊等で封をして提出すること。
- ③封筒には業務名を正確に記入して提出すること。

5. 選考

(1) 審査項目

- ①購買意欲を高めるデザインとなっているか。
- ②作り手の宣伝につながる内容となっているか。
- ③提示した趣旨やコンセプト、デザイン構成に沿った作りであるか。

(2) 委託契約候補者

審査員4名が上記項目について採点し、最も評価が高い提案者が本業務委託の契約候補者の資格を得るものとする。ただし、採点結果が一定の基準を満たさない場合は、契約候補者を選出しない場合がある。

(3) 結果通知

令和3年8月20日（金）までに提案者に電話またはメールにて通知する。審査経過については公表しない。また、審査結果についての異議申立は受付しない。

(4) 除外規定

次の条件のいずれかに該当する場合には審査対象から除外する。また、

条件について、審査終了後に該当することが発覚した場合は委託契約候補者の資格が失効し、委託契約後に該当することが発覚した場合は契約解除できるものとする。

①提出書類が要領や仕様書に定めた提出内容、提出先、期限に適合しない場合

②見積書の金額が予算上限金額を超えている場合

③虚偽の書類が提出されている場合

④コンペ関係者に対する工作等の不正な活動を行ったと認められる場合

(5) 業務委託契約

①最終選考で契約候補者の資格を得た提案者と業務委託契約締結の交渉を行うものとする。

②契約候補者が辞退した場合、前項の除外規定により資格が失効となった場合、契約締結交渉が不調となった場合などは、次順位である提案者と契約締結交渉を行うことができるものとする。

③審査終了後、参加資格を満たさなくなった場合や、提案の内容が実施できない場合は、契約候補者としての資格を取り消す場合がある。

④鳥取特産品カタログギフトデータ作成業務とカタログ印刷業務は分けて契約するものとする。

⑤カタログ印刷業務は、掲載する商品の点数が確定した後に、参考見積の金額を基準に、改めて契約候補者から見積をとり、契約金額を決めるものとする。

6. その他

(1) 書類提出後、内容の追加や修正、再提出はできないものとする。

(2) デザインの内容は、業務委託契約締結後、鳥取市観光コンベンション協会と打ち合わせし、調整するものとする。打ち合わせの過程でデザイン等が変更となる場合がある。

(3) デザイン見本の作成及び提出に係る経費は提案者の負担とする。

(4) 提出されたデザイン見本等は本コンペの審査及びカタログギフト掲載商品の募集対象である事業者への提示以外の目的で使用しない。

7. 問い合わせ

一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会 担当：谷岡

E-mail：bussan-honten@torican.jp

〒680-0833 鳥取市末広温泉町 160 番地

電話：0857-36-3767 FAX：0857-29-1185